

流入車対策推進事業について（ステッカー交付事務委託の概要）

1. ステッカー交付実績

○平成 25 年 3 月末時点の交付枚数の累計は、1,121,760 枚。

※全国の対象自動車の台数の約 1 / 7 に相当

○年度別の交付枚数は以下のとおり。

年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
交付枚数	702,432 枚	157,155 枚	97,728 枚	82,691 枚	81,754 枚

※平成 20 年 6 月より、ステッカーの交付請求の受付を開始

平成 21 年 1 月より、規制を開始

※交付枚数は減少傾向にあるが、新車購入による新規交付請求もあり今後大きく減少することはないと思われる

2. ステッカー交付事務委託について

【交付事務委託について】

・契約の中で請求 1 件当たりの処理単価を定め、処理実績に基づき支払う（単価契約）

【交付事務の流れ】

- ①請求者より郵便で請求書が届く（受託者が毎日郵便局へ回収）※約 300 件／日
- ②受付処理（受付印、一覧表作成）の後、請求書の審査を行い、適合車であれば交付作業に移行。適合車でない場合は返却、書類不備の場合は請求者に連絡等を行う
- ③ステッカー交付番号を付与し、車検証情報とあわせて電子化し、入力データ（CSV ファイル）を作成
- ④重複発行がないかどうかをチェックした後、請求者へステッカーを発送

【交付後のデータ管理、活用】

- ・自動車の使用者や登録番号、ステッカー交付番号などをデータベース化し、使用者等が変更された場合は変更届により更新している
- ・荷主等から、適合車かどうかの問合せに対応するとともに、立入検査における条例違反の有無の判断にも活用

参考：適合車等標章（ステッカー）の意義

☆登録場所がどこであっても、対象自動車で大阪府の対策地域内を発着する運行に使用する自動車への表示を義務付けている。

☆大阪府の流入車規制では荷主等や旅行業者に、適合車の使用を運行者に求めることを義務付けており、適合車であることの確認が容易にできる。

